

下呂市監査告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年3月13日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和4年度 定期監査結果（11月実施分） 指摘事項等に伴う措置状況

【指摘事項】

1 遺族会活動補助金について
担当課：社会福祉課
指 摘 事 項
<p>下呂市社会福祉対策事業補助金交付要綱により、遺族会が行う活動及び運営に要する経費を対象に、市長が定める額を補助金の額として戦死傷者関係団体活動補助金が交付されている。</p> <p>今回の監査において、令和3年度の補助金交付団体である8地区の遺族会、下呂市遺族連合会について補助金の執行状況を確認した。</p> <p>監査の結果、2地区の遺族会において支出経費の総額より多い補助金額が交付されており、支出総額を超過した額は翌年度へ繰り越され精算が行われていなかった。担当課の説明によると、新型コロナウイルス感染症対策により当初に計画した事業が実施出来なかったため、支出経費の総額が当初計画より減少したとのことであった。</p> <p>地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定められており、平成30年4月作成の下呂市補助金の運用及び新設に関する基本的事項の繰越金等の取扱いに関する事項で「補助金は原則単年度精算」とされていることから、支出経費の総額より多い補助金額の交付は適正を欠いている。</p> <p>また、補助額については市長が定める額となっており、補助対象経費及び対象外経費が明確となっていないことから、下呂市補助金の運用及び新設に関する基本的事項の補助金対象範囲及び対象外経費に関する事項により、内規等で明確にすることを検討されたい。</p>
措 置 状 況
<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>令和3年度において支出経費の総額より多い補助金額が交付されていた2地区遺族会より差額分(超過交付分)の返還を求め、1地区からは既に返還済みです。残りの1地区からも近日中に返還を受ける予定です。また、当該補助金の補助対象経費及び対象外経費を明確するため、内規を制定し令和4年12月22日より運用を開始しました。</p>

2 結婚新生活支援事業補助金について
担当課：社会福祉課
指 摘 事 項
<p>令和4年度において下呂市結婚新生活支援補助金交付要綱を新たに制定し、新婚世帯を経済的に支援するため1件当たり30万円を限度に450万円の予算を組んでいる。これは、令和2年の婚姻数77件の約20%（15件）を見込んだものである。</p> <p>しかしながら、現在までに利用した世帯は1件のみである。所得制限等はあるものの、家賃・リフォーム費用等も支援対象であり、新婚世帯には経済的に助かる制度であり子育てできる環境も整えることができる。メール配信も含め、早期に広く周知し利用促進を図られたい。</p>

措置状況

(措置済、**改善中**、未措置)

1月4日にしらさぎネットのお知らせに当該補助金の概要と申請に係るフローチャートを掲載し、対象となる職員やご家族ご親族ご友人への周知を依頼しました。掲載後、問い合わせが5件あり、そのうち申請が2件あり、現在審査中です。

下呂市ホームページには以前より掲載しPRをしていますが、申請期限の周知も兼ねて2月1日に再度新着情報へ掲載する予定です。また、市メール、LINE配信も同時に行う予定です。1/25 現在：申請件数5件（うち、補助金交付済件数：3件、補助金交付審査中：2件）

【意見】

1 樹木伐採業務委託について

担当課：萩原振興事務所

監査意見

市道萩原花池線にある樹木が成長し、市道や近隣の民家に落葉や接触といった影響を及ぼしていた。また将来的に電力会社や電話会社の架線にかかり、送電等に支障が起きる可能性があったため、伐採処理に関する業務委託（伐採費用及び樹木処理費用等合計280,500円）を行った。

今回、伐採の対象となった樹木の周辺には同様の樹木が他にもあり、安全面と市民生活に支障が無いようにするため早期に対処すべきである。なお、樹木が大きくなればなるほど安全面での危惧が高まり、同時に伐採費用や処理費用がかさむため定期的に点検をされたい。

措置状況

(措置済、**改善中**、未措置)

ご指摘のようにJR飛騨萩原駅前にはケヤキの大樹が植生されており、枝葉が伸びて市道にかかる形となっています。このため令和5年度に支障部分の剪定もしくは伐採を地元区と協議しながら進めたいと考えています。